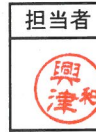
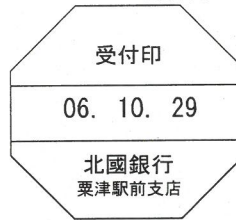


ご依頼日 令和 06年 10月 29日

お振込先	北國銀行	県庁支店
お受取人	イシカワケンレイワロクネントコウサイガイ 様	金額 207,048 円
ご依頼先	シヤカイフカシホウジツダ イワセ ソリカン 様	預金種目 普通 当座 貯蓄 その他 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 口座番号 0030433
		領収済 1 1 未取 2 0 手数料税込(10%対象)円
		このたびは当行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。今後とも引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。
		株式会社 北國銀行 登録番号 T822001007709

- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延または振込金が返戻されることがあります。この場合、組戻手数料および再振込手数料が必要となる場合があります。
- やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。

印紙税申告納
付につき金沢
税務署承認済

振込規定(抜粋)

6.(取引内容の照会等)

- (1)受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2)当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3)入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。また、その際には、当行所定の手数料をいただきます。

7.(依頼内容の変更)

- (1)振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。

- ①訂正の依頼にあたって、当行所定の振込訂正依頼書に記名と届出印の押印、または記名と当行所定の本人確認資料を提示のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。また、その際には、当行所定の手数料をいただきます。
- ②当行は、振込訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2)前項の訂正の取扱いについては、第5条第3項の規定を準用します。
- (3)第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8.(組戻し)

- (1)振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
 - ①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の振込組戻依頼書に記名と届出印の押印、または記名と当行所定の本人確認資料を提示のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。また、その際には、当行所定の手数料をいただきます。
 - ②当行は、振込組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③組戻された振込資金は、振込組戻依頼書に指定された方法により返却します。返却を受けるときは、当行所定の組戻金受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2)前項の組戻しの取扱いおよび組戻された振込資金の返却については、第5条第3項の規定を準用します。
- (3)第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。